

平成27年第4回定例会(平成27年12月18日)

総務企画消防委員会委員長 (加藤 信康 委員長)

去る十二月十日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました、『議第一〇四号 平成二十七年度別府市一般会計補正予算(第四号)』関係部分、ほか九件について、十二月十一日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第一〇四号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第四号)』関係部分についてであります。

『政策推進課』関係部分では、当局より、歳入として、地方交付税の交付額の決定や、地域住民生活等緊急支援交付金の対象事業タイプⅠ及びⅡの交付決定等に伴う補正、歳出として、山間部の交通不便地帯の利便性向上に向けた実証運行を東山地区において、来年の一月四日から三月十一日までの間実施する経費等を計上するとの説明がなされました。実証運行についてはさらに詳細な説明があり、現状として、東山地区には別府駅西口発着の路線バスがあり、柚の木線は、朝、柚の木を出発し、別府駅を夕方出発する一往復のみ、堺線は、二往復あるものの、一日で往復するためには実質一往復となり、かつ市街地での滞在可能な時間が約三時間半で、通院等において時間を制限されるなど、便利とは言えない状況である、そこで、現路線を休止の上、新たに東山地区を循環する路線と、別府駅西口と鳥居バス停を結ぶ路線の二系統を設け、さらに乗り継ぎ便の多い鳥居を経由することで、一日に複数回乗車可能となり、利用者の利便性が図られるとの説明がありました。また、循環区間の運賃を百円と決定、約款により、子ども・障がい者等は半額の五十円、未就学児は料金に関係なく無料とするとの説明がなされました。

委員より、この実証運行は中山間地域の生活支援であり、市長の目指すワンコインバスとは主旨が異なると感じられる、今後この点を十分に踏まえ、検証していくべきだとの意見がなされた次第であります。

その他、『契約検査課』では、電子入札システムの改修、『危機管理課』では、高齢者の運転免許証自主返納に伴う申請者数が当初の見込みを上回るため、支援事業として交付する記念品「ニモカ」の追加購入に係る経費の計上、『選挙管理委員会事務局』では、選挙権年齢引き下げに伴うシステムの改修、といった説明がそれぞれなされました。

委員より、選挙権年齢引き下げによる周知方法について質疑がなされ、当局より、出前授業等を行っているとの答弁がなされました。

また、全国的に高齢者の事故が多発していることから、運転免許証の自主返

納を積極的に推進するよう意見がなされましたが、最終的に当局説明を了とし、『議第一〇四号 平成二十七年度別府市一般会計補正予算(第四号) 関係部分』について、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例改正議案についてであります。改正理由として、『議第一〇七号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について』は、法に定める事務以外で個人番号を利用して処理する事務を定めるための改正、『議第一〇九号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』は、投票所及び期日前投票所における投票立会人について、従事者の負担軽減、及び人員確保の観点から、従事時間の二分の一で交代が可能とするための改正、『議第一一〇号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について』、及び『議第一一四号 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について』は、市長の平成二十八年一月分給料の減額、及び教育長の給料の見直しを行うための改正、『議第一一三号 別府市税条例等の一部改正について』は、納税者の申請に基づく換価の猶予制度の新設、徴収猶予及び職権による換価の猶予についての所要の見直し、また、猶予に係る担保の徴取基準等を、条例で定めるとされたこと等による改正、その他、『議第一〇八号 別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について』、『議第一二〇号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』、及び、『議第一一二号 別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正について』も、改正理由について詳細な説明がそれぞれなされ、以上八件について採決を行った結果、『議第一〇七号』については、一部委員より、マイナンバー制度導入自体をするべきではないという観点から、反対である旨の意思表示がなされたものの賛成多数で原案可決、その他七件については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、『議第一二一号 指定管理者の指定について』であります。別府市内竈コミュニティセンター及び別府市内竈多目的広場の管理を、引き続き内竈自治会に行わせようとするものであるとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。